

塩谷町告示第 30 号

塩谷町地域医療整備基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町地域医療整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

令和6年3月22日

条例第1号

(設置)

第1条 地域における医療体制の充実を図るために実施する事業の財源に充てるため、塩谷町地域医療整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する事業の財源に充てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の収益を一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。